

平成29年度 石狩市教育委員会会議（3月定例会）会議録

平成30年3月27日（火）

開 会 13時30分

第2委員会室

○委員の出欠状況

委 員 氏 名	出席	欠席	備 考
教育長 鎌 田 英 暢	○		
委 員 門 馬 富士子	○		教育長職務代理
委 員 松 尾 拓 也	○		
委 員 山 本 由美子	○		
委 員 永 山 隆 繁		○	

○会議出席者

役 職 名	氏 名
生涯学習部長	佐々木 隆 哉
生涯学習部次長（教育指導担当）	松 井 卓
生涯学習部次長（社会教育担当）	東 信 也
総務企画課長	安 崎 克 仁
学校教育課長	佐々木 宏 嘉
文化財課長	工 藤 義 衛
厚田生涯学習課長	田 村 和 人
浜益生涯学習課長	笹 富 雄
教育支援センター長	開 発 克 久
市民図書館副館長	清 水 千 晴
学校給食センター長	小 島 工
生涯学習部参事（指導担当）	照 山 秀 一
総務企画課主幹	松 永 実
総務企画課総務企画担当主査	古 屋 昇 一

議事日程

日程第 1 署名委員の指名

日程第 2 議案審議

- 議案第 1 号 (仮称) 石狩・八幡小学校基本計画について
- 議案第 2 号 石狩市立学校通学区域規則の一部改正について
- 議案第 3 号 石狩市立学校管理規則の一部改正について
- 議案第 4 号 石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部改正について
- 議案第 5 号 石狩市教育委員会事務専決規程の一部改正について

日程第 3 教育長報告

日程第 4 報告事項

- ① 平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について
- ② 市民図書館の利用に関するアンケート集計結果について
- ③ 教育委員会職員の人事異動について

日程第 5 その他

日程第 6 次回定例会の開催について

開会宣言

(鎌田教育長) ただ今から、平成 29 年度教育委員会会議 3 月定例会を開会します。

日程第 1 会議録署名委員の指名

(鎌田教育長) 日程第 1 会議録署名委員の指名ですが、山本委員にお願いします。

日程第 2 議案審議

(鎌田教育長) 日程第 2 議案審議を議題といたします。

議案第 1 号 (仮称) 石狩・八幡小学校基本計画について

(鎌田教育長) 議案第 1 号「(仮称) 石狩・八幡小学校基本計画について」、事務局より提案をお願いします。

(佐々木生涯学習部長) それでは、議案第 1 号「(仮称) 石狩・八幡小学校基本計画について」ご説明いたします。平成 32 年 4 月に開校いたします、石狩小学校と八幡小学校の統合小学校につきましては、昨年 7 月に設立準備委員会を発足させたところでございます。これまで 5 回の会議を通して確認された統合校整備に向けての課題や開校までのスケジュール、さらに両校の沿革や現況、学校統合の決定に至った経緯などをまとめた基本計画案について、石狩市教育委員会事務委任規則第 1 条第 2 号に基づき、議決を求めるものでございます。次に、安崎総務企画課長からこの計画の内容をご説明いたします。

(安崎総務企画課長) 私から説明をさせていただきます。この計画につきましては、新しい学校づくり、魅力ある学校づくりを実現するための手引きとなるものでございます。各章の概要につきましては、第 1 章が基本計画をまとめるにあたっての前書きになります。第 2 章では、本町・八幡地区の学校教育の歴史について触れております。安政 5 年、幕末に右岸地区に設立された教導館が石狩の教育の始まりで私設の寺子屋による教育、公的な教育施設である石狩教育所が開設され、5 ページの表にある変遷を辿りながら現在に至っており、両校とも長い歴史がございます。八幡小学校については右岸地区における統合の最終形になっていることがわかります。7 ページからは両校の沿革史、概要を掲載しているところです。10 ページ、第 3 章は各学校の現況でございます。両校の教育目標、学校経営の重点、特色ある教育活動を記載しております。例えば、これから両校の特色ある教育について、どの活動を継承するのか、また、6 年間の中でどのように位置づけていくかなどを教育課程部会で検討していくことになろうかと思っております。19 ページ、第 4 章は学校統合の経緯についてまとめたものです。平成 26 年 9 月から本町・八幡地区小中学校の整備に係る検討会による検討が始められ、外部有識者による意見書を参考に、市教委において学校整備の具体策案を決定しました。その後、保護者・地域説明会を経て、具体策の決定に至るまでの経

過、保護者・地域説明会で出されました意見・要望、設立準備委員会の発足までをまとめております。次に 37 ページ、第 5 章はこれまでの設立準備委員会の検討経過、確認事項をまとめたものです。教育課程部会の設置、小中連携や厚田区虹が原地区が八幡小学校の通学区域に変更になることから石狩中学校、聚富小中学校も教育課程部会の協議に加わること、校名の決定は公募によることなどが確認されております。また、校舎改修については、今後、校舎の現況を設立準備委員会の委員が確認する機会を設け、優先順位をつけながら改修についての設立準備委員会としての考え・要望をまとめていくこととしています。51 ページ、第 6 章が開校に向けたスケジュールとなります。平成 30 年度は校名の決定、その後、校章の決定に向けて事務を進めてまいります。並行して、学校においては、教育課程部会における検討協議が始められることとなります。今後、この基本計画に沿って開校に向けた具体的な検討を進めるものでございます。説明は以上でございます。

(鎌田教育長) ただ今、事務局の方から説明のありました議案第 1 号につきまして、ご質問あれば受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

(門馬委員) この計画書を読みますと、双方の地元に対しても相当丁寧に説明会を行い、また、地元のご意見を伺いながらこの計画を立てたことが見てとれるんですが、特に地元から問題点は出されていないんですか。地元は概ねこの計画で了承されていると考えてよろしいのですね。

(安崎総務企画課長) 現時点で大きな問題点というのはないかと思います。ただし、石狩小学校校区の地域から要望があります、「石狩の名前を校名として残してほしい」ですとか、「スクールバスの運行について配慮ある経路としてほしい」という部分が、今後検討していくことになろうかと思います。

(門馬委員) わかりました。

(松尾委員) 44 ページについて、設立準備委員会のほかに保護者・地域説明会を開催したということで、主な質疑の項目は記載されているのですが、具体的にどのようなお話だったのかお聞かせいただけますか。

(安崎総務企画課長) 石狩小の児童が対象の放課後児童クラブの移転場所について意見があり、4 月 5 日に保健福祉部において新しく放課後児童クラブに入る児童の保護者の意見を聴くなどして、4 月中にその方向性を決めるというこ

とでお話をさせていただいております。また、スクールバスの乗車時間についてはどのくらいになるんでしょうかというようなご質問があり、30分程度を考えているとお答えし、経路については32年度の児童の状況によって効率的な経路を今後定めていく旨のお答えをしました。

(松尾委員) わかりました。

(鎌田教育長) 他にご質問等はございますか。

質問無し

(鎌田教育長) 他に質疑等がないようですので、議案第1号につきましては、原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、議案第1号は原案どおり可決しました。

議案第2号 石狩市立学校通学区域規則の一部改正について

(鎌田教育長) 次に、議案第2号「石狩市立学校通学区域規則の一部改正について」、事務局より提案をお願いします。

(佐々木生涯学習部長) 議案第2号でございます。本件は先週の市議会定例会で可決されました石狩市立学校設置条例の一部改正を受けまして、望来小学校の厚田小学校への統合と、(仮称)厚田小中学校の通学区域を定めるために、石狩市教育委員会事務委任規則第1条第3号に基づき、議決を求めるものでございます。次に、安崎総務企画課長から内容をご説明いたします。

(安崎総務企画課長) 私から、議案第2号についてご説明いたします。先週の第1回市議会定例会において、石狩市立学校設置条例の一部改正について議決をいただいたことを受け、平成31年4月に厚田小学校と望来小学校を統合し、平成32年4月の義務教育学校の開校へと進められていくわけですが、それに伴いまして通学区域も変更となりますことから、学校通学区域規則について改正するものでございます。資料の1ページをご覧ください。改正前が左、改正後が右

となっております。第1条は厚田小学校と望来小学校の統合、平成31年4月1日時点の通学区域の変更を表します。別表第1は、小学校の通学区域です。改正後において、望来小学校が閉校いたしますので、望来小学校の表記を除き、その通学区域を厚田小学校に組み入れることとなります。通学区域の表記としては、「厚田区のうち聚富小学校の通学区域を除いた区域」というシンプルでわかりやすい表記と致します。現在の聚富小学校の通学区域は聚富及び虹が原となつていところす。別表第2は中学校の通学区域を表します。望来小学校の表記を除き厚田小学校の通学区域のみの表記となります。附則において施行日は、平成31年4月1日としております。次に、第2条は義務教育学校の開校時、平成32年4月1日時点の通学区域の変更を表します。第2条の条文の中で、小学校・中学校とそれぞれの別表との関わりを表現していましたが、別表の見出しとして置き換えます。厚田区の小中学校を統合し、義務教育学校を開校いたしますので、別表1、別表2から閉校する学校の表記をそれぞれ除くとともに平成28年6月定例会で決定した厚田区の学校整備の具体策に基づき、厚田区虹が原について八幡小学校の通学区域に組み入れます。加えて、新たに別表第3で義務教育学校の通学区域を規定いたします。現時点では、学校名は仮称となっておりますので正式な校名が決定しましたら、学校設置条例の改正を行い、今回と同様に通学区域規則も改正することとしております。この通学区域規則についても学校設置条例と同様に公立学校施設整備費国庫負担金申請の際の添付書類となっているものでございます。私からは以上です。

(鎌田教育長) ただ今、議案第2号につきまして事務局から提案の説明がありました。ご質問等があれば受けたいと思います。

(松尾委員) 資料1ページの厚田小学校の通学区域については、厚田区のうち聚富小学校の通学区域を除いた区域ということですが、これは平成32年からの施行ということで、(仮称)石狩・八幡小学校の統合校との関係という部分ではどのような整備になるのでしょうか。

(安崎総務企画課長) 第1条につきましては、平成31年4月1日時点の改正における通学区域、厚田小学校と望来小学校が統合したという部分でございます。平成32年4月は義務教育学校が開校し、通学区域は厚田区(虹が原を除く)という表記になります。

(佐々木生涯学習部長) 平成32年は、厚田区とは別に統合する(仮称)石狩・八幡小学校の通学区域の中に虹が原が入ってくることになりますが、今回の改

正はこの中に入れておりません。それは、本来はこのような改正というのは新しい学校の校名が決まってから、校名を入れる形で規則を改正するのですが、今回は義務教育学校の建設の国庫補助申請をするために、今の段階で統合するということをしかり決めることが、国、文科省の採択要件でありましたので、通常よりも早いタイミングで規則改正を行おうとするものです。厚田の義務教育学校も校名が決まりましたら、その時点で学校設置条例も改正しますし、学校通学区域規則も新しい校名を入れ込んだ形に改正することとしており、(仮称)石狩・八幡小学校も同じタイミングで改正する予定です。

(松尾委員) わかりました。

(鎌田教育長) 他にございますか。

質問なし

(鎌田教育長) 他に質疑等がないようですので、議案第2号については原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、議案第2号は原案どおり可決しました。

議案第3号 石狩市立学校管理規則の一部改正について

(鎌田教育長) 次に、議案第3号「石狩市立学校管理規則の一部改正について」、事務局より提案をお願いします。

(佐々木生涯学習部長) 議案第3号でございます。本件は、北海道が道費負担学校職員の給与制度の中に新たな職務区分を設けたことに伴いまして、本市の学校管理規則にも同様の新たな職務区分やその職務内容を位置づける必要がありますので、石狩市教育委員会事務委任規則第1条第3号に基づき、議決を求めるものでございます。佐々木学校教育課長から内容をご説明いたします。

(佐々木学校教育課長) 私から、議案第3号「石狩市立学校管理規則の一部改正について」ご説明申し上げます。北海道において、市町村立学校職員給与負担法

に規定する学校職員の給与に関する条例が改正され、平成 30 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、石狩市立学校管理規則を改正するものでございます。学校管理規則の対応条項につきましては、第 6 条の 2 から第 6 条の 5 までとなっております。本日の会議資料の 4 ページ目と 5 ページ目が新旧対照表となっております。別紙として等級別基準職務表をお示ししてございます。別紙資料の太枠で囲った部分が今回の改正の部分となっております。平成 26 年の地方公務員法の改正により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ることとされたことから、承認等の任用行為や昇給等の給与格付けにつきましても人事評価結果が反映されることとなりました。それに伴い、北海道教育委員会では職務の複雑困難及び責任度を明確にした等級別基準職務表において新たな職が定められ、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例が改正されております。このことから石狩市学校管理規則においても専門事務主任、指導専門員、専門員、これに関する職務区分を新設するとともに事務主任の職務の改正と文言の整理を行うものでございます。改正の内容につきましては、北海道から示された市町村立学校管理規則の参考例を基に、第 6 条の 2 第 1 項では専門事務主任の配置を、同条第 2 項では命課方法、同条第 3 項では職務について、校長の監督を受け、担任の事務を処理するとともに事務の管理について近隣校への指導・助言に当たることを定めております。第 6 条の 3 第 1 項ではこの度の他の職務の配置に併せ、事務主任の配置について「置くことができる」という部分を「置く」に、同条第 3 項では職務について「事務をつかさどる」という部分を「事務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる」と改正しております。また、第 6 条の 4 第 1 項では指導専門員の配置を、同条第 2 項では命課方法、同条第 3 項では職務について、校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどるとともに、学校栄養職員等への指導、助言に当たる、という部分を定めてございます。資料 5 ページ目の第 6 条の 5 第 1 項では専門員の配置を、同条第 2 項では命課方法、同条第 3 項では校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる、という部分を定めるものでございます。本規則の施行日につきましては、平成 30 年 4 月 1 日からを予定しているところでございます。宜しくご審議をお願いいたします。

(鎌田教育長) ただ今、議案第 3 号につきまして事務局より提案の説明がありました。ご質問があれば受けたいと思いますが、ありますか。

(松尾委員) 何点か伺います。まず、専門事務主任から始まって事務主任を「置くことができる」を「置く」に変えるということでしたが、そうすると一定の基準を満たすと自動的に専門事務主任や事務主任になってくるという理解でいい

のかという確認と、従来の事務主幹についてはどのようなのかということをお教えいただきたいというのが1点目です。2点目は、第6条の2第3項「専門事務主任は、校長の監督を受け、担任の事務を処理するとともに、事務に関する事項について近隣校への指導、助言に当たる。」ということについて、校長の監督を受けるのは担任の事務を処理するということまでなのか、それとも近隣校の指導・助言に当たるということまでかかっているのか、ということについてです。何を聞きたいのかというと、近隣校への指導・助言に当たる場合に、誰の監督を受けてその仕事をするのかということです。また、そのことに関連して、別紙の表を拝見すると、事務主幹のほうには近隣校への指導・助言に当たるという職務内容の記載がないようですが、それはやるのか、やらないのか、という部分の整理をお教えいただければと思います。最後に、指導専門員に関しては、事務職員のような近隣校への指導・助言という業務はないのかどうか、という部分です。以上、よろしくお願い致します。

(佐々木学校教育課長) 私から松尾委員のご質問にお答えいたします。最初に、事務主任などの部分について、「置くことができる」を「置く」に変えた理由という部分でございます。これにつきましては、配置された事務職員の経験年数等により必ず専門事務主任や事務主任や事務職員に分類されるため「置く」というような形になってございます。また、事務主幹の部分につきましては、道教委の選考により決定される職であるということから、道教委において事務主幹の対象者が足りていないような場合に関しては指定校に配置することが困難となる場合がございます。その場合には事務主幹以外を配置することになるということがございますので、「置くことができる」規定となっております。2点目の第6条の2第3項の部分に関する、近隣校への指導・助言の部分でございます。こちらの方は、想定されるものとしては、近隣校へ出かけるという部分もあるかとは思いますが、基本的には会議や、学校間の電話の中でお答えするなどといった範囲での職務ということで、校長の監督を受けるという形になろうかと思っております。次に事務主幹について、近隣校の指導・助言という部分がないということでございますが、この部分につきましては、事務主幹配置校として石狩市であれば代表校で花川小学校、中心連絡学校として花川中学校、その他に南線小学校に事務主幹を配置しているところでございます。その中で、事務主幹に関しましては校長の監督を受け、学校事務を処理するというような職務内容になってございます。指導専門員の職務についてですが、特に近隣校に指導するという業務は想定しておりません。私からは以上です。

(松尾委員) わかりました。1点だけ再度の確認ですが、専門事務主任は近隣校

への指導・助言に当たるとなっており、指導・助言という重い言葉だと思うんですけど、等級が上の事務主幹に関しては近隣校への指導・助言の業務がないということなのでしょうか。

（佐々木学校教育課長）事務主任につきましては、指導・助言にあたる部分は事務に関する事項という大きなくくりになろうかと思います。事務主幹につきましては、調査・研究の総括や他の事務主幹との連絡調整なども入ってくるというようなイメージで捉えていただければと思います。

（門馬委員）別紙の資料の中で、職務の内容が書かれていますが、これ以外の職務があつて、一部を抜粋したということではないのですか。

（佐々木学校教育課長）大きな捉えとしては、事務主幹については「校長の監督を受け、学校事務を掌理する」ということでありますが、その大きいところに関しましては、例えば石狩市内の代表校であったり、中心連絡校といった範囲において、石狩市内の事務を掌理するというようことが前提となっております。

（門馬委員）ということは、近隣校よりもっと大きな範疇の事務を見るということですか。

（佐々木学校教育課長）はい。石狩市内全部ということです。

（松尾委員）そうであれば、事務主幹の職務の内容として、自校の学校事務を掌理するわけではなく、市内全体の学校事務を掌理するということで、石狩市内全部であることを明記した方がいいのではないのでしょうか。事務主幹の職務は、近隣校の指導・助言よりもっと重いのですね。

（佐々木学校教育課長）その通りでございます。道教委において選考し、石狩市としても代表校と中心連絡校に事務主幹という職を受けた方を配置しているということでございます。

（門馬委員）石狩市内で事務主幹を配置している学校のことなど、具体的に説明していただければと思います。例えば、南線小学校の事務主幹はどのような業務をしているのかということです。南線小学校の事務処理をするのは当然ですが、それ以外に事務主幹として他の学校の事務処理も見ているということですか。

(佐々木学校教育課長) はい。市内の事務職員に対する助言等に関する事務を行っております。なお石狩市内では、花川小学校が代表校、花川中学校が中心連絡校となっています。

(門馬委員) 代表校と中心連絡校について、どのように違うのですか。

(佐々木学校教育課長) 石狩市内の中で、例えば学校力向上の実践事業を実施している学校などを含め、実際学校が行っている取組等を総合的に勘案した中で、市教委において代表校と中心連絡校を定めているところでございます。

(門馬委員) そこに事務主幹がそれぞれ配置されているのですね。

(佐々木学校教育課長) はい。市内3校で、花川小学校、花川中学校のほかに南線小学校も大規模校という位置づけで配置されています。また、石狩市では事務職員連絡協議会という組織があり、市内全小中学校の事務職員によって、職務や事務の課題や方法などを協議する中で、事務主幹が課題解決に向けた助言や連絡調整などを行っております。基本的には自校の業務を行いつつ、近隣校や市全体を含めた指導・助言をしていただくということでございます。

(松尾委員) 今のご説明はわかるのですが、少なくともここに書いている職務の内容を読む限りにおいてはそういうイメージができるでしょうか。もう少し詳しく書いているのであれば別ですが、「校長の監督を受け、学校事務を掌理する」だけでは、自校の業務を行うというイメージでしか読み取れないと思います。市全体を含めた指導・助言について、事務主幹の職務規程に明記されているのでしょうか。

(佐々木学校教育課長) いいえ。学校管理規則には書かれておりません。職務の部分については、北海道の参考例を基に、齟齬のないような形で記載をしているところです。

(松尾委員) 細かいところまで明記してほしいというわけではないのですが、市内全体の学校事務について、事務主幹として他校に対して働きかけを行うということは細かいところではないと思うのです。下の等級の方が指導・助言を行うのに、上の職務の方がそういった規程がないというのは、それこそ齟齬を来たすという気がするのですが、いかがでしょうか。

(門馬委員) この度の規則改正の意図は、おそらく道教委の規則改正に伴って石狩市でも行うということと察しており、私の想像ではこの3、4級を専門事務主任と主任として位置づける中で、「専門」という言葉を付加する理由として、近隣校への指導・助言という職務を充てたのではないかという気がしております。また、指導専門員、専門員についても、職務の内容を見ると栄養職のことであるということしかわからず、3、4級と5級を区別するために、経験年数によって専門員から指導専門員になるという認識でよろしいでしょうか。

(佐々木学校教育課長) 実態としては、門馬委員が仰ったような形が近いです。今回の改正は、道費負担職員について道においてこのような職務区分、ポストを設けるとなれば、その職員が本市に赴任した際にその職務を設ける必要があるということで行うものです。現実的に本市が道の規定についてどれだけ吟味できるかということ、なかなか難しいことがあります。もう一点は、専門事務主任による近隣校への指導・助言というのは、何かの権限があって指示するというのではなく、最近では「メンター」のような、専門事務主任よりも経験の浅い事務職員に関してアドバイスをするというものと考えております。

(門馬委員) 現在、石狩市内に事務主幹と専門事務主任は何人位いるんですか。

(佐々木学校教育課長) 専門事務主任に関しては新たな職ということで、現在、事務主任で4級の方については、経過措置という形で専門事務主任となり、十数名はいらっしゃいます。

(門馬委員) 指導専門員や専門員もいらっしゃるのですか。

(佐々木学校教育課長) いいえ。本市にはおりません。

(山本委員) 「置くことができる」から「置く」に変えてはいますが、各学校に各1名を必ず置くという意味ではないということなんですね。

(佐々木学校教育課長) 仰るとおりです。別に定める基準の中でそれぞれの経験年数等に基づいて置くという形や、該当する職員がいなければ置かなくてもいいというところで、今回の改正において道から示された部分が「置く」となっていたので、それに合わせた改正になってございます。

(鎌田教育長) 別紙資料の上段に記載してありますように、地方公務員法の改正によって能力あるいは実績に基づく人事管理を徹底するために、こういう職務給という部分を明確にするというのが今回の目的であると思っておりますので、先ほど門馬委員が仰ったような部分も含めまして、職務の内容まで吟味したかどうかについては少々疑問に感じているところでございます。これまで3級と4級を事務主任としていたのを、3級と4級の職務の内容を明確に分けて、職務給としての位置づけを徹底したものと捉えています。

(鎌田教育長) 他に質問等はございますか

質問なし

(鎌田教育長) それでは他に質疑がないようですので、議案第3号についてはいろいろ議論がありましたけれども、原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、議案第3号は原案通り可決しました。

議案第4号 石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部改正について

(鎌田教育長) 次に、議案第4号「石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部改正について」、事務局より提案をお願い致します。

(佐々木生涯学習部長) 議案第4号でございます。本件は市長部局におきまして、組織名称としてこれまで「こども」という平仮名表記と、漢字仮名交じりの「子ども」の表記が混在して使われていたということがありまして、この度漢字仮名交じりの「子ども」の表記に統一することになりましたので、それによって見直しの対象となる組織名を引用している教育委員会の行政組織に関する規則についても変更が必要になったものでございます。石狩市教育委員会事務委任規則第1条第3号に基づき、議決を求めるものでありますので宜しくご審議をお願い致します。

(鎌田教育長) 議案第4号につきまして、提案理由の説明がありました。ご質問

があれば受けたいと思います。

質問なし

(鎌田教育長) 他に質疑等がないようですので、議案第4号につきましては原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、議案第4号は原案どおり可決いたしました。

議案第5号 石狩市教育委員会事務専決規程の一部改正について

(鎌田教育長) 次に、議案第5号「石狩市教育委員会事務専決規程の一部改正について」、事務局より提案をお願いします。

(佐々木生涯学習部長) 議案第5号でございます。本件は行政不服審査法が改正されまして、処分に対する不服申立てに対して採決を行う場合の手続きが詳細に定められましたことから、これに関する事務の専決区分を石狩市役所として統一的に定めるものでございます。このために石狩市教育委員会が行う処分に対する不服申立てに関する事務についても統一的に市長部局と横並びで定めるということで、石狩市教育委員会事務委任規則第1条第3号に基づいて、議決を求めるものでございます。安崎総務企画課長から内容をご説明いたします。

(安崎総務企画課長) 私から説明をさせていただきます。行政不服審査法は国、地方公共団体による処分、例えば許可であったり、免除・特許・命令・課税処分・不作為などに対して不服がある場合の手続きを定めたものでございます。不服がある場合は、審査請求という形で文書で提出をすることとなります。本市のような規模の役所ではあまり例がなく、審査請求の件数も非常に少ないところでありますが、受理報告や審査手続きなど、事務の専決区分について事務専決規程で定めておく必要があるとの判断のもと、全庁的な対応としてこの度行うこととなり、資料7ページの改正後の表の部分を定めるということになります。施行日は平成30年4月1日からでございます。私からは以上です。

(鎌田教育長) 議案第5号につきまして、提案の説明がありました。ご質問があ

れば受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

(松尾委員) あまり例がないというお話ではありましたが、具体的にどのような手続きが想定されるのかと、重要な手続と軽易な手続の判別の基準について教えていただけますか。

(安崎総務企画課長) 教育委員会で申しますと、例えば指定外通学の申請に関わる許可・不許可、使用料の免除申請を認めないというような事例が挙げられます。重要か軽易という部分は市政運営に重大な影響を与えるかどうかなどが基準になると考えております。

(松尾委員) それでは、今挙げられた二つの事例はどうなりますか。

(安崎総務企画課長) どちらも軽易な手続となります。

(松尾委員) わかりました。

(鎌田教育長) 他にご質問等はございますか。

質問なし

(鎌田教育長) 他に質疑等はないようですので、議案第5号につきましては原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、議案第5号につきましては原案どおり可決いたしました。

日程第3 教育長報告

(鎌田教育長) 次に、日程第3 教育長報告を議題とします。お手元に資料をお配りしておりますが、事務局から補足等はございますか。

(佐々木生涯学習部長) 教育長報告の別紙として、第1回市議会定例会での教育

委員会関係の議会質疑を配付しておりますので、若干の説明をさせていただきたいと思います。今回は、代表質問と一般質問としまして、代表質問が3人、一般質問が4人から質問が寄せられました。全般的な傾向としましては、教員の負担軽減、働き方改革といったテーマを取り上げた質問が目立った形でございます。特徴的な質疑について申し上げますと、代表質問の公明党・加納議員から、学校トイレの洋式化についてのご質問をいただきました。これは平成29年度の国の補正予算でできなかったのかという質問なのですが、学校トイレの洋式化については、これまでは校舎の大規模改修とあわせて一気に行うというスタンスでございましたが、なかなかそのようにできないという実状もございますので、今後は大規模改修と切り離して財源確保を行い、トイレの洋式化だけを進めるというような方策についても検討する旨の答弁をしたところでございます。また、同じく代表質問、市民ネットワークの堀議員からでございますが、中学校の図書司書として、新年度は1名を巡回するということで予算を確保しているところでございますが、巡回ではなく配置すべきではないかというご質問をいただきました。これについては配置の有効性は理解しておりますが、現実的に中学校の現状を踏まえて巡回から着手をしたということであり、今後は効果的な方策を検討していく旨の答弁をしたところでございます。また、一般質問につきましては、阿部議員から学校での心肺蘇生教育とAEDの実技指導についての質問があり、現在7校で実技講習を行っておりますが、更に拡充するには現在の陣容、体制ではなかなか難しいものがあるということで、新年度に設立される防災まちづくり協会と連携して取り組むことによって、その可能性が広がっていくことに期待する旨の答弁をさせていただきました。また、一般質問で長原議員から、新年度に生活保護基準が見直しされることによって、就学援助に影響しないのかというご質問をいただき、これにつきましては、国において生活保護基準見直しがその他の制度に影響しないようにするという方針を打ち出しておりますので、市としてもそのような対応をしていくことになろうかと思うといった答弁をさせていただいてございます。特徴的なものとしては以上です。

(鎌田教育長) ただ今、第1回定例市議会での質疑内容について説明がありましたが、これも含めて全体でご質問があれば受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

(門馬委員) 教育長報告の中で、3月22日にとれのさとで聚富中学校の修学旅行時の予行演習を行ったとありますが、どこで地場製品のPRを行うのですか。

(照山指導担当参事) 修学旅行は東京方面で、都内有楽町にある道産子プラザと

いう北海道のアンテナショップで、石狩産の地場産品の販売体験をさせていただいております。

（門馬委員）修学旅行のプログラムの一つとして、毎年行っているのですか。

（照山指導担当参事）昨年度から行っております。

（門馬委員）わかりました。

（松尾委員）本日、学校支援地域本部事業の報告があったということですが、何かトピック的なものがありましたら教えていただきたいのですが。

（東社会教育担当次長）3人の教員OBのコーディネーターの方々から、今年度それぞれの学校で活動していただいた内容等をご報告させていただきましたが、その中で新たな事業として実施した「放課後すこやかスポーツ教室」について市内5小学校で実施して非常に効果があったという報告をさせていただきました。

（松尾委員）わかりました。

（山本委員）先ほどの議会質疑にあったAEDの講習についてですが、全学校にAEDは設置されているのでしょうか。

（佐々木生涯学習部長）はい。設置されています。授業の中では心肺停止になったときにAEDを使えばいいというところまでは教育されているんですが、実際にAEDを使ってみようというところまでできているのが7校しかないのです。

（山本委員）消防署に講師を依頼すれば来てくださるということではないのですか。

（佐々木生涯学習部長）これまで消防署の職員にお願いしたり、消防署の見学の際に使わせてもらったりということはあったのですが、消防署の方でも非番の職員にやってもらわなければならないというような、結構負担になっていたということがあると聞いております。そのようなことから、新しく防災まちづくり協会が設立されると、協会が実技指導していただけるものと期待をしているところ です。

(山本委員) やはり子ども達にとっては、目の前で実際に操作方法を見て体験するのが一番なので、早く全校で実現すればいいなと思います。以上です。

(鎌田教育長) ご意見について了解しました。他にご質問等はありませんか。

質問なし

(鎌田教育長) 他にご質問等がないということで、教育長報告については了承ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) それでは、教育長報告を了承いただきました。以上で日程第3教育長報告を終了します。

日程第4 報告事項

(鎌田教育長) 次に、日程第4 報告事項を議題とします。

報告事項① 平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について

(鎌田教育長) 報告事項の①「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について」、事務局より報告をお願いします。

(照山指導担当参事) 私から「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について」ご報告いたします。お手元の別冊資料の2ページをご覧ください。まず、調査の概要についてご説明いたします。1番の調査の目的ですが、全国的な子供の体力の状況を把握して分析することにより、子供の体力向上に係る方策の改善を図るために実施されているものでございます。続いて、2番の調査の対象については、小学校5年生及び中学校2年生で実施されております。石狩市では全ての小中学校で実施されました。次に、3番の調査の内容については、小学校8種目、中学校8種目で実施されております。それにあわせて、児童生徒に向けた質問紙調査と、学校に対する質問紙調査が実施されております。

す。この調査結果をスポーツ庁が集計し、石狩市教育委員会が分析したものがお手元にある冊子でございます。引き続き4ページをご覧ください。4ページからは石狩市のそれぞれの小中学生のデータとなっておりますが、中段の表の網掛けのところが全国を上回った項目となっております。まず、平成29年度の本市の児童生徒の体格については、小学校では男女とも身長、体重が全国を上回っております。痩身肥満児の出現率については、男子が全国と同様の傾向、女子は普通範囲の割合が全国を上回っているという結果になりました。引き続き6ページをご覧ください。中学校では、男子で身長、体重が全国を上回り、女子が身長で全国平均を上回っております。また、痩身肥満児の出現率については男子が軽度の肥満児の割合が全国を若干上回っているおります。女子については普通の範囲が全国を上回っているという結果となっております。続きまして、本市の児童生徒の体力について、5ページをご覧ください。小学校男子が昨年度を上回り、中学校でも男女とも昨年度を上回っております。小学校では8種目のうち6種目、そちらに編みかけて示してるところですが、これが全国平均を上回っております。女子については3種目上回っているということになっております。引き続き7ページをご覧ください。7ページには中学校の結果が記載されております。中学校では男子が5種目、女子が2種目、全国平均を上回っているという結果となっております。体力合計点の結果を経年で比較しますと、今年度は、ここ3年間の中で、小学校男子、中学校男女で最も良い結果となっております。続いて、実技調査の他に、8ページから質問紙調査の結果が記載されていますが、主な傾向といたしましては、体力合計点が高い児童生徒ほど助け合う、運動が大事、運動が好きなどの意識が高いという結果が出ております。その他に本市の取組として顕著なものとしたしましては、13ページをご覧ください。13ページでは小学校男子、小学校女子で「体育の授業で、できないことができるようになったきっかけ」の回答が記載されていますけれども、「授業中に先生に個別にコツやポイントを教えてもらった」、「先生や友達のまねをしてみた」、「友達に教えてもらった」、「授業中に自分で工夫して練習をした」といった部分が大きく伸びている結果となりました。同様に中学校の結果については19ページをご覧ください。先ほどの小学校と同様の部分が伸びているという結果となっております。先生に教えてもらって、子供たちが友達や先生の真似をする、そして自分自身で工夫してみるという流れが見て取れるかと思えます。次に22ページをご覧ください。これは学校の取組ですけれども、コツやポイントを重点的に教える、そして子供たちの課題にあった段階的な指導を行う、そして友達同士で教えあいを促すなどの取組が子供たちにも広がってきているというように読み取れるかと思えます。石狩市教育委員会としましては、子供たち一人ひとりに運動に親しむ能力を育てるとともに、引き続き家庭・地域とともに取組を続けていきたいと考え

ております。以上でございます。

(鎌田教育長) ただ今、事務局から報告がありましたが、ご質問等はございますか。

質問なし

(鎌田教育長) 質問等がないようですので、報告事項①については了解ということとよろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、報告事項①を了解しました。

報告事項② 市民図書館の利用に関するアンケート集計結果について

(鎌田教育長) 次に、報告事項の②「市民図書館の利用に関するアンケート集計結果について」、事務局より報告をお願いします。

(清水市民図書館副館長) 私からは、市民図書館の利用に関するアンケートの実施結果についてご報告をいたします。資料の 8 ページをご覧ください。まず、アンケートの目的、ねらいについてです。平成 12 年の開館以来、多くの方に利用されていますが、開館当初から社会情勢等も変化しており、時代の変化やニーズに対応して適切に事業展開を図るために、特に 3 つの点に着目してアンケートを実施しました。まず 1 点目は、非利用者が利用しない理由の把握。図書館を利用しない人がなぜ利用しないのか。2 点目、利用者カードの使われ方の実態の把握。市民の登録割合が低く、数字が年々下がっている傾向がございますが、貸し出し件数や来館者数等の数字は横ばいであり、利用が特に目立って落ちているというふうには感じられておりません。市民の利用を伸ばすための実態把握としまして、市民図書館の特徴のひとつである貸し出し点数制限なしという条件のもとに、家族で一人だけ登録して家族の分を借りるといった家族カード化されている実態をまず把握してみようとするものです。3 点目としまして、利用者の来館目的の把握。貸し出し点数や来館者数等と違いまして、数値では確認できない来館目的を聞き、市民図書館として市民が評価しているもの、求めているものを把握して今後の運営に反映しようとするものです。実施時期は昨年の 10 月

中旬の2週間で、対象は石狩市に住民登録のある二十歳以上の市民 2,000 人、性別年代は均等に、居住地区は人口構成比に比例した割合で無作為抽出をしております。次に、回収状況です。10 ページをご覧ください。送付者 2,000 人のうち 507 人、25.4%の方から回答をいただきました。次に回答の集計結果のご報告を致します。11 ページ以降をご覧ください。先ほど申し上げました3点に絞りましてご報告をいたします。まず「図書館にあなたはいきますか」という設問。5割の方が「行く」と回答。単純に考えますと5割の市民は図書館に行くと考えられます。ただ今回のアンケートの回収率は25%で、返信いただけなかった75%の方については、回答していただいた方よりも図書館に対して関心がない、または低いといったことも考えられるので、単純には言えることではありませんが、登録割合として出ています18.1%以上の市民が図書館を何らかの形で利用されているというようなことが導き出されるのではないかと考えています。次に、問3の「行く理由」は、今回のアンケートの目的の一つである、利用者の来館目的の把握です。一番多かったのは「本・雑誌を借りる」ですが、次に多かったのが「本・雑誌を読む」。これは借りないで館内で読むということになりますので、数値に表れづらく、利用実態を把握しづらい部分ではないかと思えます。続いて、野菜等の購入、趣味等の調べものが続く、いずれも約4割の方が選んでいます。選択肢の①と②以外は利用の実態を数値で確認しづらいものでして、ここから多様な利用があることがうかがえるかと思えます。また最近、図書館は全国的に、住民が集い憩う場、交流拠点としても注目されていますが、本市では既にそのように利用されているというようなこともうかがえるかと思えます。次に、13 ページの問6をご覧ください。アンケートの目的の一つである利用者カードの使われ方の実態把握です。先ほども申し上げましたが、市民の登録割合は昨年度で18.1%と2割を切っていますが、市民図書館では1枚のカードで何冊でも借りられるために、家族のうち一人しか利用登録をしていなくても何冊でも借りられるという状況が影響しているのではないかと考えられておりました。結果としては約1割の方が自分のカードではなく家族のカードで借りている状況が分かりました。また、問6のAの(1)と(2)からは、自分以外の図書を借りる方、特に小学生以下の子どもの分を自分のカードで借りる方も一定程度いることがわかりました。その結果、登録割合として現れている数値以上に、実態としては市民が利用しているということは確認できたかと思えます。一方、登録割合が減少し続けている理由というところは、今のところまだ分析できておりません。高齢化によって図書館に行けなくなるなど、次の設問「図書館に行かない理由」からも推測される理由もあるかと思えますが、今後引き続き検証をして参ります。次に、14 ページの問7で、図書館を利用しない理由を訊きました。回答者のうち約半数が図書館には行かないと回答していて、その方達に限定し

て訊きました。まず、図書館に行かないと回答した方のうち、「以前は行っていた」、「そもそも行かない」は、それぞれ約半々でした。以前は行っていた人に対して、行かなくなった理由を複数回答で訊きましたら、一番多かったのは「忙しくなった」、次に「本を読まなくなった」と続きます。ここで、今回の資料には記載していないのですが、回答者の年齢に着目して、集計した結果を見たところ、口頭で申し上げますと、「以前は行っていたが、行かなくなった」と回答した方の割合が一番多かったのは 20 代でした。その理由は、「情報はインターネットで得るようになった」、「本は自分で買うようになった」という理由が多かったです。一方、60、70 代以降では、「本を読まなくなった」と「歳をとって行くのが大変になった」という方が群を抜いて多くなります。また、「そもそも行かない」と回答した方、これはどの年代も各世代の 2 割前後が「そもそも行かない」と回答されましたが、年代により理由は違いました。こちら資料には記載していないので口頭で申し上げますが、20 代の特徴は「もともと読まない」が他の世代に比べてとても多かったです。一方、年齢の高い世代では「本は自分で買う」が多かったです。最後に、最近読書離れが進んでいるという調査結果を受けたことから、本市の市民の読書の状況についても問 11 で調査してみました。これについては、15 ページの下の表をご覧ください。一番多かったのは約 3 割が「1 ヶ月に 1 冊も読まない」。これは昨年に発表された読書に関する全国調査でも同様の結果で、読書は月 0 冊が 3 割という結果が出ていましたので同じ傾向が見られるかと思えます。そして最後に、子どもの読書習慣についても訊きました。今後の家庭での読書、家読（うちどく）にあたって、現状把握や家読推進のヒントを得るために設問を設定したところです。小学生から 18 歳以下のお子さんがある方に、子どもの読書習慣について訊きました。16 ページの真ん中の表ですが、これは回答者のお子さんが読書している頻度を表しています。約 3 割の子どもが週 2、3 回、続いてほぼ毎日読んでいるという子どもさんが多かったという結果であり、週 2、3 回以上読書している子どもは約 6 割という結果が出ました。次に、子どもが週 2、3 回以上読書しているという方に絞って、子どもがよく本を読むようになったのは何故だと思いか訊きました。その理由として一番多かったのは、「小さい頃から読み聞かせをしていたから」、続いて「小さい頃から家に本をたくさん置いていたから」等、やはり環境の影響が大きいのかなと思えました。家読を進めるにあたって、参考にしていきたいと思います。全体としまして、今回のアンケートの目的である 3 点については、ある程度把握という点では達成できたのではないかと考えています。今後は、市民ニーズにあった利用の更なる推進に向けて分析を進めて参りたいと考えております。私からは以上です。

（鎌田教育長）ただ今、事務局からご報告がありました。質問があれば受けたい

と思いますが、いかがでしょうか。

(門馬委員) 今のご報告の中で、高齢になって図書館に行けなくなった、行きづらくなったという答えが多くなっているというお話がありましたが、高齢者向けのサービスの一つとして、宅配サービスを始めましたよね。その利用状況はいかがでしょう。

(清水市民図書館副館長) 宅配の状況なんですけど、現在、利用はほとんどありません。PR不足があるのかと思っておりまして、今、チラシ等に記載して配布するといった方策を検討しているところです。

(門馬委員) わかりました。

(鎌田教育長) 他にございませんか。

(松尾委員) 調査の目的が大きく3つあって、それらについて把握をしたということだったと思うのですが、どのようにまとめて分析されたかという部分はこれからなのでしょうか。それとも現段階でわかったようなことがありましたら、先にお聞かせいただきたいと思うのですが。

(清水市民図書館副館長) まだ細かい分析はできていなく、はっきりしたことは申し上げられない状況ですが、まず1点目の「利用しない方の理由の把握」からは、年代が影響しているのかなという印象を持っています。若い方についてはスマホやインターネットの影響、高齢の方については、図書館へ行くための交通手段、足の問題というのが出てきていると思っております。2点目の「利用者カードの使われ方の実態把握」については、状況としては確認ができたが、利用登録の割合としては下がってきているので、もしかすると高齢になった方が行けなくなり、下がってきているということも考えられるかと思っております。3点目の「来館目的の把握」はある程度できたものと考えており、本を借りる以外にも様々な目的で来ていただいているということがわかりましたので、今後、市民図書館の強みとしてどの辺りに力を入れていくのかというのが課題になるかと思っています。以上です。

(松尾委員) もう一点伺いたいののですが、石狩市民の登録割合が下がってきているという実態について、登録をやめる手続きと登録を更新する手続きについて教えていただきたいのですが。

(清水市民図書館副館長) 利用の登録が下がる理由、要因については、能動的なものと受動的なものがあるが、能動的な場合は例えば市外に転出されるということで自発的に申し出ていただいた方は除籍しますし、一方の受動的なものについては、市民図書館では3年間利用されなかった方は登録データから自動的に除籍しております。これをしないと、利用登録者数が実態と乖離した数字になってしまいますので、常に実際に利用されている方はどのくらいいらっしゃるのかということ把握するために、3年という期間のルールを設けて運用をしています。なお、自治体によってその期間の設定は異なっています。

(松尾委員) その受動的に落ちていく件数、つまり3年間利用せずに自動的に除籍される件数というのは、大体どのくらいあるのですか。

(清水市民図書館副館長) 今、詳しいデータは持ち合わせていませんが、年間何百人単位だったのではないかなと思います。年間の登録率も大きくは変わってはいないので、登録毎年される方と同数くらいが使われなくなってくるというような傾向です。

(松尾委員) その方々全員に訊くというのは経費もかかるでしょうから、少し抽出してなぜ行かなくなったのかを訊くことができると、まさにピンポイントの声であると思ったものですから伺いました。それと、問2の「主にどの館に行きますか」という質問がありますよね。分館の中では花川南分館が結構多いという印象なのですが、職員や管理体制、蔵書数などは他の分館と比較していかがなのでしょう。

(清水市民図書館副館長) 花川南分館は分館の中では面積としては広いほうでして、蔵書冊数も多いです。また職員体制についても一番手厚く配置をしており、二人体制で10時から17時まで、本館と同じ曜日に開館しています。私からは以上です。

(松尾委員) わかりました。

(門馬委員) アンケートの回収状況として、回答をくれた人が25%ということは、残り75%の人は回答しなかったということで、忙しくて見逃してしまったか、無視したとか、様々な理由があるのだらうと思うのですが、そもそも図書館に関心を持たないということなのかなという気がするのです。図書館に関心を

持たない層への働きかけについて、何かお考えになったことはあるのですか。

(清水市民図書館副館長) 回答割合としては、一般的なアンケートの回答割合と大体似ているのかなと思っているのですが、関心を持たない層に対してのアプローチとしては、例えば、図書館で待っているだけではなくて、市内のイベント会場に出向いて貸し出しのPRを行うなどが考えられますが、効果的な対策についてはまだ検討しているところです。

(門馬委員) 石狩の図書館ってとても魅力的なんですね。多種多様な使われ方をしているのですが、これは使っている人が実際に行けば感じるができるのであって、案外知らない人も多いのかなという気がするのです。ですから、石狩の図書館って凄く魅力的なところですよ、単に本を借りるだけではなくて、地域コミュニティ的な役割もあるし、行くと楽しいことが色々ありますよというようなPRも必要なのかなという気はいたします。私からの意見です。

(鎌田教育長) ありがとうございます。他にございますか。

(山本委員) 私は幼い頃からの読書習慣が影響していると思います。大人になってそもそも行かないというのは、幼い頃にそもそも図書館に行く習慣がなかったとか、本に触れていないという影響が大きいと思っています。図書館に一番近い花川小学校は、授業中に1年生が担任の先生と一緒に行って、ほとんどの子ども達が利用者カードを作っていたかと思いますが、市内の他の学校でもそういう取組が行われているのでしょうか。

(清水市民図書館副館長) 他の学校の状況について把握はしておりませんが、学校司書の配置、派遣の体制整備が進んだことによって、市民図書館まで足を運ぶなくても学校図書館の使い方についてのガイダンスを各学校の図書館で行ったり、市民図書館の本を学校図書館に取り寄せて、先生方が子ども達に提供したり見せたりということで、かなり図書館の取組としては進んでいるのではないかなと思っています。

(山本委員) わかりました。

(鎌田教育長) 毎年行われている「図書館を使った調べ学習コンクール」も年々応募作品も増えていきますし、全国コンクールで奨励賞を受賞するなど、非常に成果が現れてきており、子ども達自身が図書館の魅力や役割というものをしっか

り受け止めながら利用しているというふうに感じています。

(鎌田教育長) 他にはご質問等はありませんか。

質問なし

(鎌田教育長) 他に質問等がないようですので、報告事項②については了解ということよろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、報告事項②については了解いたしました。

報告事項③ 教育委員会職員の人事異動について

(鎌田教育長) 次に、報告事項の③「教育委員会職員の人事異動について」、事務局から報告をお願いします。

(佐々木生涯学習部長) 私から、報告事項③「教育委員会職員の人事異動について」報告いたします。前回3月15日に開催した臨時教育委員会会議に間に合わなかった人事案件が1件ございましたので、これについては教育委員会の会議を招集する暇がないということで、専決処分をさせていただきました。本日はその内容をご報告し、承認を求めようとするものでございます。内容といたしましては、学校給食センターに配置されておりました近藤伸二主任が再任用を辞退されたということで、その後任として現在、総務企画課に配置されております再任用の主任 鎌田敏一氏を本年4月1日から学校給食センターに配置するというものでございます。私からは以上です。

(鎌田教育長) ただ今、事務局から報告がありましたが、ご質問等はありませんか。

(門馬委員) 鎌田さんの後任は置かなくていいのですか。

(佐々木生涯学習部長) 臨時職員を配置する予定です。

(門馬委員) わかりました。

(鎌田教育長) 他に質問等はありませんか。

質問なし

(鎌田教育長) 他に質問等がないようですので、報告事項③は了承ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) 報告事項③については承認をされました。以上で、日程第4 報告事項を終了いたします。

日程第5 その他

(鎌田教育長) 次に、日程第5 その他の議題とします。事務局から何かございますか。

(安崎総務企画課長) 先ほどの議案第5号において、行政不服審査法のところで松尾委員にご質問いただいた、軽易な手続等は課長専決で、重要な手続は部長専決ということで説明しました中で、指定外通学の申請や使用料の免除申請に係る許可・不許可は軽易な手続であるとお答えしましたが、それは申請の受付をした段階で、例えば書類が不備なので追加の書類による再提出を求めるということであれば課長専決になりますが、書類だけでは判断できず、本人の意見陳述が必要となる場合は部長専決となるなど、手続の段階によって専決権者が違うという答弁に訂正をさせてください。

委員全員、了承

(鎌田教育長) 他に事務局からはございませんか。

なし

(鎌田教育長) 教育委員の皆さんからはありませんか。

なし

(鎌田教育長) それでは以上で、日程第5 その他を終了します。

日程第6 次回会議の開催日程

(鎌田教育長) 次に、日程第6 次回会議の開催日程を議題とします。次回については、4月24日の火曜日、13時30分からの開催を予定しておりますので、宜しくお願い申し上げます。

閉会宣告

(鎌田教育長) 以上をもちまして、3月の定例会の案件は全て終了致しました。以上で、平成29年度教育委員会会議3月定例会を閉会いたします。

閉 会 15時15分

会議録署名

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成30年4月24日

教 育 長 鎌 田 英 暢

署名委員 山 本 由美子